

第4期

南九州市教育振興基本計画

(令和8~12年度)

(案)



令和8年3月
南九州市教育委員会

南九州市民憲章

平成 20 年 12 月 1 日 制定

わたくしたちは、郷土の豊かな自然と歴史・文化を大事にし、世界の恒久平和をめざす、創造と活力に満ちたこころやすらぐまちをつくるために、市民憲章を定め実践します。

- 一 わたくしたちは、平和といのちの尊さを語り継ぎ、豊かな自然を活かした美しいまちをつくります。
- 一 わたくしたちは、ふるさとへの愛情と誇りをむねに、進んで学び、生涯学習のまちを築きます。
- 一 わたくしたちは、きまりと責任を重んじ、やさしく礼儀正しい人になります。
- 一 わたくしたちは、たゆまぬ努力で産業を興し、くらしといのちが輝く住みよいまちをつくります。
- 一 わたくしたちは、心身の健康に努め、あたたかい家庭と、共に支え合う地域社会をつくります。



南九州市「平和を語り継ぐ都市」宣言

平成 20 年 8 月 15 日 制定

私たちの郷土は、温暖な気候と豊かな自然、多くの歴史的文化遺産に恵まれ、これらを大切に継承しつつ新たな文化を創造するという先人のたゆまぬ努力と英知によって発展してきました。

しかしながら、先の大戦では、特攻という人類史上類のない作戦により多くの若者がこの地から南の海へ飛び立ち、かけがえのない命が失われました。

私たちは、現在の暮らしが戦争による多くの尊い犠牲の上に成り立っていることを決して忘れてはなりません。

そして今、南九州市は、安心・安全な南の食料供給基地として新たな歩みを始めました。

南九州市は、次の世代へこの豊かな郷土を引き継ぎ、限りない発展を続けていくために世界の恒久平和を願い、非核三原則の堅持を求め、平和と命の尊さを語り継いでいくことを決意し、ここに「平和を語り継ぐ都市」を宣言します。

市花・市木

平成 20 年 10 月 1 日制定

市の花（ひまわり）



花が太陽に向かって咲き、未来に向かって明るく進む南九州市を象徴している。市民が毎年植えていく楽しみが持てて、育てやすく、取組み易い。

本市内の学校等では、ひまわりの種を植えて育てており、児童・生徒からも親しまれているということで、市の花選定に際し、市民応募数第 1 位で選ばれた。

本市と交流協定を結ぶ「北九州市」も「ひまわり」を市の花としています。

ひまわり：キク科の1年草で原産地は北アメリカ大陸西部

市の木（桜）



市内各地（学校や公園など）に数多く植えられており、市民からも親しまれている。南九州市木としてふさわしいと、市民応募数 1 位で選定された。本市内では「大野岳」、「知覧平和公園」、「岩屋公園」、「塘池公園」、「諏訪公園」などが桜の名所である。

本市と友好姉妹都市である「小城市」も「桜」を市の木としています。

桜：バラ科サクラ属の植物のうちサクラ亜属に属する落葉樹

市の木（茶）



お茶の生産量「日本一」ということで、「茶」も市の木として選定された。

お茶の木は中国種とアッサム種の二種に大別されるが、日本においては低木で葉が小さく、寒さに強い中国種が多く栽培されている。

お茶の生産量日本第 2 位の「静岡県牧之原市」も「茶」を市の木としています。

茶：ツバキ科の常緑灌木、発祥地は中国南西部の亜熱帯地方

第4期南九州市教育振興基本計画 目次

第1章	計画策定の趣旨及び基本的な考え方-----	1
第2章	本市の教育を取り巻く現状と課題-----	2
第3章	南九州市教育大綱-----	14
第4章	教育政策の基本目標実現に向けた5つの方向性・施策展開	
1	学校教育の充実-----	15
	現状と課題、施策の方向性、施策体系図、施策の展開	
①	確かな学力の育成-----	18
②	豊かな心を育む教育の推進-----	21
③	健やかな体の育成-----	24
④	地域の特色を生かした教育の推進-----	26
⑤	信頼される学校づくりの推進-----	29
⑥	学校教育施設などの整備-----	31
2	社会教育の充実-----	35
	現状と課題、施策の方向性、施策体系図、施策の展開	
①	社会教育推進体制の充実-----	37
②	家庭教育の充実-----	38
③	心豊かな青少年の育成-----	39
④	人権教育の推進-----	41
⑤	図書館サービスの充実-----	42
⑥	地域学校協働活動及びコミュニティスクールの推進-----	42
3	生涯学習の推進-----	43
	現状と課題、施策の方向性、施策体系図、施策の展開	
①	生涯学習推進体制の構築-----	43
4	生涯スポーツの推進-----	44
	現状と課題、施策の方向性、施策体系図、施策の展開	
①	各種スポーツイベント、スポーツ・レクリエーション 教室の実施、充実-----	46
②	各種競技団体などとの連携・支援、指導者育成-----	48
③	競技スポーツの充実-----	49
④	社会体育施設の整備-----	49
5	地域文化の振興-----	51
	現状と課題、施策の方向性、施策体系図、施策の展開	
①	文化活動の推進-----	51
②	適切な会館運営-----	53
参考		
	教育委員会が取り組む主な「児童生徒（子育て世帯）」への支援--	55

計画策定の趣旨及び基本的な考え方

「**教育振興基本計画**」とは…教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策、その他の必要な事項について、教育基本法第17条に基づいた計画です。

南九州市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「南九州市教育振興基本計画」を平成23年3月に策定。以来、現在に至るまで本市教育行政の取り組むべき施策等について示し、計画的に取り組んできているところであります。

教育基本法 抜粋（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

●第1期～第3期南九州市教育振興基本計画

これまで南九州市教育委員会では、市総合計画の「教育文化に関するまちづくり」の基本施策、施策の展開の一部を教育大綱として定め、その実現に向け施策を体系化した計画書として、第1期南九州市教育振興基本計画（平成23～27年度）、第2期南九州市教育振興基本計画（平成28～令和2年度）、第3期南九州市教育振興基本計画（令和3～7年度）を策定し総合的かつ計画的に教育振興施策に取り組んできたところです。

●第4期南九州市教育振興基本計画（令和8～12年度）

令和5年に策定された第2次市総合計画後期基本計画（令和5～令和9年度）の「教育文化に関するまちづくり」の基本施策、施策の展開の一部を教育大綱として定め、その実現に向け5つの方向性に基づき19の施策を体系化した計画書となっています。

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として、取り組むべき施策等を具体的に示しております。

	平成												令和											
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
南九州市	第1次 総合計画												第2次 総合計画											
	(前期)						(後期)						(前期)						(後期)					
		第1期 教育振興基本計画					第2期 教育振興基本計画					第3期 教育振興基本計画					第4期 教育振興基本計画							
	国	第1期 教育振興基本計画				第2期 教育振興基本計画				第3期 教育振興基本計画				第4期 教育振興基本計画										
鹿児島県	第1期 教育振興基本計画					第2期 教育振興基本計画					第3期 教育振興基本計画					第4期 教育振興基本計画								

本市の教育を取り巻く現状と課題

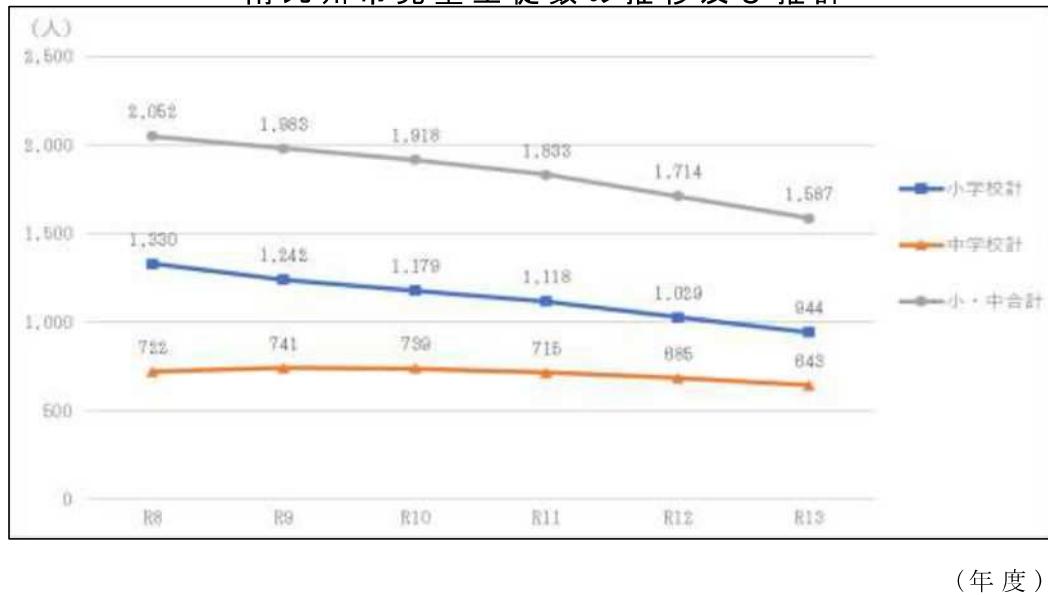
児童生徒を取り巻く状況は、国際化社会や情報化社会への移行、科学技術の急速な進歩などにより、大きく変化しています。また、少子高齢化の進展や雇用環境の変容、地球規模の課題への対応など先行きが依然として不透明な状況が続いています。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、児童生徒の学力向上、いじめ問題や不登校等への対応、特別支援教育の充実、教育DXの推進など取り組むべき課題があります。

(1) 児童生徒の減少と教育の振興

本市の令和7年5月1日現在の学校数及び児童生徒数の現状は、小学校15校、児童数1,382人、中学校3校、生徒数741人となっており、年々減少していく傾向にあります。

南九州市児童生徒数の推移及び推計



1学校当たりの学級数は、学校教育法施行規則で12学級以上18学級以下を標準とすることが規定されていますが、現在、本市の小中学校18校中、この標準を満たしているのは、川辺小学校の1校だけであり、ほとんどの学校が12学級を下回る小規模の学校であり、その中でも7校の小学校が複式学級となっています。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないと教職員配置など、教育環境の面で不十分な点もあるとの指摘もあります。

一方では、過疎化・少子化が進行する本市にあっては、小学校と地区運動会を合同で行うなど、学校は地域コミュニティの中心であり、避難所としての防災機能も併せ持っていることから、今後は、小規模の学校の教育振興をどのように図っていくかが大きな課題です。

このような状況を踏まえ、平成24年10月に「南九州市学校のあり方検討委員会」から「小学校は、複式学級の解消ができる学校づくりを目指す」「中学校は、全教科の教諭が配置できるとともに多様な部活動ができるよう、1学年2学級以上の学校づくりを目指す」といった基本的な考え方が意見書として報告されたところです。この意見書を受け、市立小学校のあり方・学校づくりについて、さらに協議・検討を進めるため、平成29年7月に「南九州市立小学校の将来のあり方検討委員会」が設置されました。

平成31年1月には当該検討委員会による検討結果が、答申書として市教育委員会へ提出され、市教育委員会では、この答申書を基に、令和元年9月「南九州市立小学校のあり方に関する基本方針（※32頁(2)の項参照）」を策定したところあります。当面は、この基本方針の趣旨に沿って、地域が総意に基づいて学校再編を検討する場合の教育委員会の支援や、再編をしない学校への支援策等を積極的に検討・実施していきます。

なお、市内小学校の在り方については、今後も児童数の減少が見込まれることから、引き続き子どもたちにとって望ましい学びの環境について検討してまいります。

（2）学力の実態とこれまでの取組

令和7年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果によると、本市児童生徒の学力の実態は、小学6年生では、国語と算数は全国平均を下回りましたが、理科が全国平均を上回りました。中学3年生では、数学と理科は全国平均を下回りましたが、国語が全国とほぼ同等の結果となりました。なお、中学3年生については、県との比較では、全教科で県平均を上回っています。このように、本市児童生徒の学力の実態は、全国・県と同程度及び全体的に向上傾

向ではありますが、未だ課題が残ることから、引き続き重点課題を「学力向上」と捉え、各学校では、授業改善に取り組んだり、校内研修の在り方を工夫したりするなど、具体的な取組を継続していきます。

また、令和7年1月に実施された鹿児島学力・学習状況調査の結果によると、小学5年生では、全教科とも県平均にわずかに及ばなかったものの、ほぼ同等の結果となり、その差は年々縮まりつつあります。中学1年生では、国社数英の4教科は県平均を下回りましたが、理科は3年連続で県平均を上回りました。中学2年生では、国数理英の4教科が県平均を上回る好結果となり、特に、理科は小学校と同様、3年連続で県平均を上回りました。一方で、社会は中学1・2年生とともに、県平均との差が開き、課題が残る結果となりました。

これらの結果を踏まえ、今後も、主体的・対話的で深い学びの視点から各教科の授業改善を図るとともに、1人1台端末の活用や諸調査等のC B T化への対応など、これから時代に求められる学力を見定めながら、児童生徒の学力向上のための具体策を講じていきます。

全国学力・学習状況調査結果の概要（令和7年度）

（小学6年生） （中学3年生） ※理科はIRTスコア

	国語	算数	理科		国語	数学	理科
本市	64	54	62	本市	54	46	493
県	67	57	60	県	53	45	493
国	66.8	58	57.1	国	54.3	48.3	503
国との差	-2.8	-4	+4.9	国との差	-0.3	-2.3	-10

鹿児島学力・学習状況調査の結果の概要（令和6年度）

（小学5年生）

	国語	社会	算数	理科
本市	63.4	60.0	65.1	64.6
地区	62.3	61.0	63.7	63.0
県	64.6	61.8	65.6	65.0
県との差	-1.2	-1.8	-0.5	-0.4

(中学1年生)

	国語	社会	数学	理科	英語
本市	60.2	45.8	47.3	58.1	55.2
地区	61.1	51.2	48.5	58.5	58.4
県	62.9	52.4	48.8	57.9	58.8
県との差	-2.7	-6.6	-1.5	+0.2	-3.6

(中学2年生)

	国語	社会	数学	理科	英語
本市	66.3	41.5	41.1	54.1	53.8
地区	65.9	44.1	42.1	53.6	51.9
県	66.3	47.0	40.9	52.4	52.8
県との差	+0.0	-5.5	+0.2	+1.7	+1.0

(3) いじめ、不登校等の状況

本市において、いじめは、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、「一件でも多く発見し、解消する。」という基本認識を各学校と共有し、いじめの早期発見・対応に努めています。その結果、平成30年度から小中学校におけるいじめの認知件数は、毎年100件を超えており、認知した際は、いじめの解消に向けて「一晩置かず」「被害児童生徒に寄り添い」「組織的に」対応するようにしています。

一方、SNSなどネット上のトラブルの増加など、学校だけでは対応が難しい事例も増えてきています。

このような現状から、早期発見に向けた相談体制の充実を図るとともに、SOSの出し方教育を推進し、SOSを把握するための各種アンケートを定期的に実施していく必要があります。

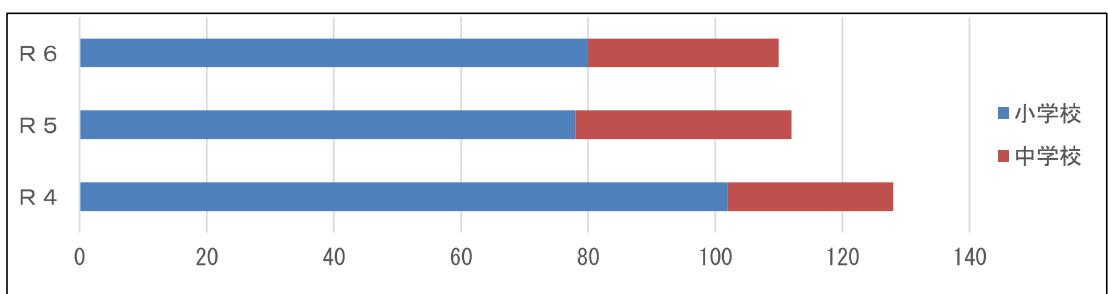
また、不登校については、ここ数年高止まりの状況が続いている、憂慮すべき状況です。特に、国や県と同じく小学校の不登校児童数が増加傾向にあります。不登校の要因は一様ではなく、無気力や学習に係る不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関する事などが複雑に関連しており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要となっています。

これらのことから、不登校児童生徒の不安や悩みを把握するためには、1人1台端末の活用や、スクールカウンセラー、スクールソー

シャルワーカー等と連携した相談体制の充実を図ることが大切です。さらに、学校への復帰に向けて、一人一人の状況に応じた個別の支援計画を作成し、家庭や福祉等の関係機関とも連携しながら、継続的に指導・支援していく必要があると考えています。

いじめの認知件数の推移 (件)

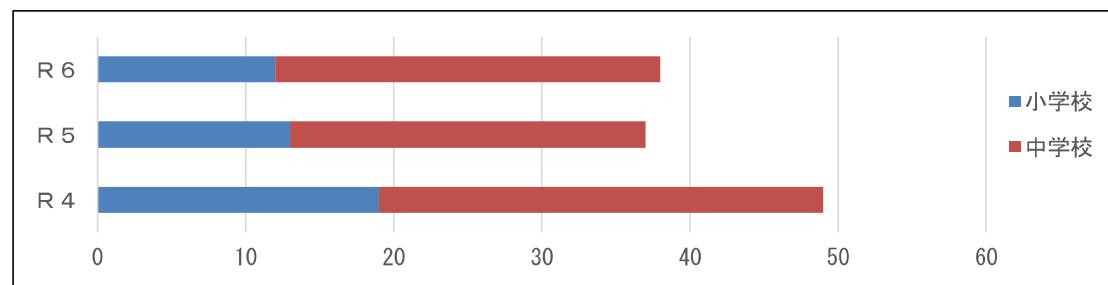
年 度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小 学 校	102	78	80
中 学 校	26	34	30
合 計	128	112	110



不登校児童生徒数 (人)

年 度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小 学 校	19 (1.24)	13 (0.88)	12 (0.82)
中 学 校	30 (3.91)	24 (3.07)	26 (3.39)
合 計	49 (2.14)	37 (1.64)	38 (1.71)

()は在籍率 (不登校児童生徒数 ÷ 在籍児童生徒数 × 100)



(4) 体力・運動能力

今日、食生活をはじめとする生活環境の変化により、児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ、児童生徒の体力・運動能力は、全国、本県ともに低下傾向にあります。

本市の児童生徒の体力・運動能力の状況については、令和6年度全国体力・運動能力調査の結果から、本市小学生は、県平均をおおむね上回っており、良好な状況にあると言えます。

しかし、種目によっては、県平均を下回っているものもあります。長座体前屈は、中学校女子を除いてほとんどの学年で県平均を下回っており、課題があります。また、中学生の上体起こしは、男女共に県平均を下回っており、シャトルラン（小2男子・4年男子・中1女子）や立ち幅跳び（4年男子・5年男子・5年女子・6年男子）、握力（小2男子・中1男子・中1女子・中2女子）については県平均を下回っています。

体力・運動能力向上のために、今後も家庭における望ましい食習慣や生活習慣を基盤にしながら、学校における体育学習を中心とした計画的・系統的な指導の充実を図るとともに、これまで以上に家庭や地域と連携を深め、児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組んでいく必要があります。

本市の体力・運動能力調査の集計結果（令和6年度 平均値）

【小学校男子】（○県平均以上、▲県平均以下）

種 学 目 年	握 力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
2年	▲ 10.12	○ 14.60	▲ 27.85	○ 30.22	▲ 22.02	▲ 11.40	○ 124.37	▲ 9.84
4年	○ 14.18	○ 16.13	▲ 28.41	○ 36.35	○ 38.25	○ 9.87	▲ 136.62	○ 19.16
5年	○ 16.50	▲ 17.21	▲ 32.03	○ 39.46	▲ 42.37	▲ 9.71	▲ 145.04	○ 23.15
6年	○ 19.80	▲ 18.81	▲ 33.09	○ 43.91	○ 56.79	○ 9.01	▲ 156.50	○ 25.20

【小学校女子】

種 学 目 年	握 力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20m シャ トルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
2年	○ 10.25	○ 13.94	▲ 30.29	○ 28.85	○ 20.15	▲ 11.33	○ 115.51	▲ 7.10
4年	○ 14.14	○ 15.46	▲ 32.97	○ 35.92	○ 32.17	○ 9.99	○ 140.99	○ 12.78
5年	○ 16.14	○ 18.52	○ 36.95	○ 40.38	○ 39.78	○ 9.54	▲ 134.12	○ 15.85
6年	○ 19.52	○ 18.30	▲ 37.82	○ 42.80	○ 45.63	○ 9.21	○ 163.41	○ 18.20

【中学校男子】

種 学 目 年	握 力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20m シャ トルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
1年	▲ 22.89	▲ 20.10	▲ 38.45	▲ 46.69	▲ 63.65	○ 8.65	○ 179.93	▲ 17.60
2年	○ 29.09	▲ 24.69	▲ 43.11	○ 51.71	○ 85.25	○ 7.96	○ 209.08	▲ 21.11

【中学校女子】

種 学 目 年	握 力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20m シャ トルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
1年	▲ 20.51	▲ 18.02	○ 43.27	○ 43.17	▲ 46.04	▲ 9.25	○ 169.88	○ 11.46
2年	▲ 22.55	▲ 20.57	○ 45.18	○ 46.60	○ 56.24	○ 8.86	○ 179.07	▲ 12.16

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

情報化、国際化、少子高齢化が進展していく中で、経済的な豊かさが増すとともに、市民の価値観が多様化しています。

このような中、住民をはじめとして、NPO法人やボランティ

ア団体などの関係者が連携し、まちづくりを推進していく「共生・協働・自立」の精神を生かした取組を充実させることが大切です。

また、地域と学校が相互のニーズを共有し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる気運を高めるために、地域学校協働活動の充実を図っていきます。

(6) 安全・安心な地域社会の環境づくり

少子高齢化の進展や人口流出等による過疎化の進展、価値観の多様化などにより、地域コミュニティ機能や地域の教育力が課題になってきつつあり、安心して子育てができる環境づくり、地域における防災力の充実・強化などが求められます。

特に、児童生徒が地域の中で安全・安心な生活を送れるような教育を行うことや、地域社会づくりを推進することが求められます。本市では、青少年市民会議を中核に、青少年育成校区・地区民会議での取組により、児童生徒の安全はもとより、問題行動等の未然防止及び心豊かな子どもたちの育成を目指した活動の充実が求められます。

加えて、学校における子どもたちの放課後の居場所づくりや週末における学習活動・読書活動・文化活動・スポーツ活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動を充実させるために、放課後子ども教室や地域塾などの取組の充実が求められます。

放課後子ども教室開設状況

単位（回数：回、延べ数：人）

R 4 年度			R 5 年度			R 6 年度		
教室数	実施日数	参加者数	教室数	実施日数	参加者数	教室数	実施日数	参加者数
17	1,263	12,421	16	1,173	11,687	16	1070	9,734

(7) 自主文化事業の実施

各世代に応じた各芸術部門の鑑賞を実施するとともに、関連団体が実施する自主文化事業を支援し、市民の文化意識の高揚を図っていきます。

自主文化事業

(単位：人)

事業名	R 1 年度			R 6 年度		
	内容	入場者	場所	内容	入場者	場所
マスクプレイ ミュージカル				ピーターパン	503	Marukawa ホール
市民大学	講演	1,116	知覧文化 会館			
市町村による 青少年劇場	一休さん	628	川辺小	山の風から聞い た話	521	頬娃文化 会館
クリスマスコン サート	陸上自衛隊西 部方面音楽隊	813	川辺文化 会館	陸上自衛隊第 8音楽隊	816	Marukawa ホール
一般公演				立川晴の輔・ 蝶花樓桃花 二人会	456	Marukawa ホール
一般公演				みやまふれあ いコンサート	321	Marukawa ホール

(8) 地域が一体となつた子育て支援

近年の家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子供が身に付けなければならない礼儀や生活習慣、規範意識が十分に備わっていないなつたり、地域住民の声かけが減少したりしているため、家庭教育に対する支援がより必要になってきています。

家庭は全ての教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした生活の中から、いのちの大切さや基本的生活習慣、すべての人・ものへの思いやりの心や規範意識を身に付けさせる上で大きな役割を担っています。

地域には、子供たちの生活を見守り、子育て支援や青少年健全育成の取組、異年齢の交流等をとおした人間性の育成等に関わる取組が求められます。

本市においては、地域全体で支援する家庭教育を目指しており、教育関係団体等が、地域づくりや家庭教育支援及び青少年健全育成を目指した様々な活動を展開しています。

また、家庭教育学級を市内全小中学校等で開催したり、次世代の親となる中高生向けの子育て講座等を実施したりして、家庭の教育力の向上を目指しています。

今後も家庭教育の充実に資する取組等をとおして、地域総ぐるみで子育て支援を行っていきます。

家庭教育学級開設状況 単位（回数：回、参加者：人）

開設区分	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
小学校	87	1,276	93	1,406	98	1,417
中学校	9	124	14	232	20	509
幼稚園	11	73	18	41	0	0
合 計	107	1,473	125	1,679	118	1,926
教室数	22 教室		21 教室		19 教室	

(9) 社会教育団体の育成

私たちが相互に連携して生きていくためには、各種機関・団体、自治公民館、校区・地区公民館等の住民組織が中心となって、明るく豊かな地域づくりを目指した活動が展開されなくてはなりません。

本市の社会教育関係団体は、これまで多くの会員のもとに活動を展開していますが、人口減の影響を受け会員の数は減少傾向にあります。特に地域活動の中心的役割を担ってきた地域女性団体、高齢者団体、青年団にあっては、価値観の多様化等様々な理由から、団体への所属を望まない傾向にあります。また、子ども会では、会員数の減少により異年齢集団での活動や組織存続が困難になっている単位子ども会もあり、近隣の単位子ども会と合同で活動するなど工夫が見られます。

このような状況の中では、指導者研修会等を通して社会教育関係団体を育成し、活動を支援していくことが大切です。また、地域づくりには、組織的活動が必要であることや、各団体の活動やボランティア活動が大きな原動力であることを啓発し、共生・協働の気運を高めていく必要があります。

社会教育関係団体の会員数 (単位：人)

団体区分	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
南九州市地域女性団体	592	537	501
南九州市連合青年団	19	19	20
南九州市子ども会育成連絡協議会	1,983	1,858	1,717
単位子ども会数	115	110	100

(10) 社会体育施設の利用状況及び連携

本市の社会体育施設は、25施設あります。利用状況は下記のとおりで、多く利用されています。社会体育施設は昭和50年代に整備された施設が大多数あり、長寿命化を図りながら機能を維持し、市民の利用に供しています。

社会体育施設利用者数 (単位：人)

年 度	体育館 (3箇所)	陸上 競技場 (3箇所)	武道館 (2箇所)	テニス コート (10面)	弓道場 (2箇所)	サッカー 場	多目的 球場	ゲート ボール 場	その他	計
R3	29,364	53,305	11,885	4,907	1,118	3,382	2,451	16,576	21,255	144,243
R4	32,656	49,933	9,235	4,765	966	3,185	4,615	14,034	24,295	143,684
R5	30,380	58,088	11,172	3,185	736	2,830	2,483	16,773	20,999	146,646
R6	43,682	68,762	11,665	3,662	1,017	10,202	9,573	16,751	17,751	183,065

このように、本市の人口は約31,000人ながら、多くの方が利用しています。今後も市民が利用しやすい身近にある社会体育施設として計画的に整備していく必要があります。

① 学校施設開放状況

社会体育の普及のために、学校施設開放事業により、市内18小中学校と閉校後の体育館と校庭を市民利用に供しています。多くの団体が登録しており、学校ごとに置かれている管理指導員と利用調整しながら有効に利用されています。

学校施設開放利用者数 (単位：人)

年 度	体 育 館	校 庭	計
R3	33,448	24,032	57,480
R4	34,861	20,962	55,823
R5	33,318	17,877	51,195
R6	32,884	16,759	49,643

各地区ごとの市民利用が多いことから、市民の身近にある施設として整備充実を図っていく必要があります。

② 南九州市スポーツ協会

本市生涯スポーツ推進の中心を担う組織として南九州市スポーツ協会が各地区公民館及び市内のスポーツ競技団体をもって組織されています。

加盟競技団体数と加盟人数

年度	加盟団体数	加盟人数（単位：人）
R 6	23	3,151
R 7	22	2,877

これからも、加盟競技団体相互の連携強化を図りながら、生涯スポーツ推進の要の組織として充実した活動を継続していく必要があります。

(11) 文化活動の推進

地域文化活動の拠点施設である各文化会館は、老朽化等により維持補修に要する経費が増加しています。今後、これらを踏まえ施設改修を年次的に実施するとともに新たなニーズに応じた施設整備を行います。

文化協会においては、各支部による文化祭の開催等により地域の文化振興を図ってきましたが、文化協会会員の高齢化等により、今後の文化協会の運営に支障をきたすことが想定されます。今後、新規の加入団体及び若年会員の掘り起し等、組織の強化を図る必要があります。

文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図るために、民間による自主文化事業や補助事業による芸術鑑賞事業の導入を検討していく必要があります。

南九州市教育大綱

令和 8 年度～
令和 12 年度

人と自然が共生する 活気あふれる住みよいまち 南九州市

政策（教育文化） 心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり

「確かな学力」の育成を基盤に、国際理解教育、情報教育、環境教育をはじめ、安心・安全な「食」のまちづくりの基本となる食育、郷土のよさを生かしたきめ細かな教育の充実やこころの教育を推進し、生きる力や創造力と豊かな心を育む学校教育の充実に努めます。教育の原点は家庭であるという自覚のもと、家庭教育や幼児教育をはじめ、世代間交流を促進し、家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成に努めます。

本市の持つ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物などの学習資源を生かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会の充実や、それを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、だれでも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努めます。



教育政策の基本目標実現に向けた 5 つの方向性

1

学校教育の充実

2

社会教育の充実

3

生涯学習の推進

4

生涯スポーツの推進

5

地域文化の振興



第 4 期南九州市教育振興基本計画

1 学校教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒が豊かな人生を切り拓き、接続可能な社会の創り手となることができるよう「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組が求められます。
- 児童生徒一人一人の状況に配慮した指導と、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の充実が求められます。
また、児童生徒や保護者、地域に対し、特別支援教育への一層の理解と啓発を図ることが求められます。
- 第4次産業革命ともいわれる急速な技術革新の進展により、超スマート社会（Society5.0）の到来が予想される将来に向けて、技術革新に対応できる人材育成を図るとともに、教育分野においても、日常的なICTの活用、DX化を推進していくことが求められます。
- グローバル化する社会の中で、日本や外国の文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、外国語教育の充実、国際理解教育の推進を図っていく必要があります。
- 社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育※1の促進を図ることが必要です。
- 変化の激しいこれからの中を生き抜くために、公共の精神に基づいた規範意識を養い、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力を育むことが求められます。
- 人権教育の視点に立った教育の充実とともに、道徳科の授業の中でよりよく生きるための道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、道徳的実践につなげていくことができるようになります。
- 郷土で学び、郷土を学ぶ郷土教育を重視し、地域の人材などを活用した体験活動を充実し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進することが求められます。
- 安心・安全で安定した給食提供のためには、食中毒等への危機管理体制の強化、献立や食育指導の工夫、調理施設等の適正管理を図る必要があります。

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、質の高い教育を持続可能なものにするためにも、学校における働き方改革を推進していくことが求められています。特に、教職員の勤務時間管理については、教職員用グループウェア「ミライム」の導入により、客観的な在校等時間の把握に努めていますが、令和6年度、月45時間を超える教職員が、小学校（19.1%）中学校（40.0%）であり、特に中学校の在校等時間が課題となっています。
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。ただ、施設の老朽化が進行していることから、施設・設備に関する安全点検などを通じて危機意識の高揚を図り、安全管理を徹底し、校舎・屋内運動場などの適時適切な維持管理を行うことが求められます。大規模地震などから児童生徒の命を守る安全・安心な学校づくりと施設の大規模な改修が課題となっています。
- 児童生徒数は、合併以前の平成15年度には小学校2,551人、中学校1,459人でしたが、令和7年度では、小学校1,382人、中学校741人で、今後も少子化による減少傾向は続いていくことが予測されます。児童生徒一人一人の力を伸長させ、将来の社会に適応できる確かな人格形成を行うためには、一定規模の集団の中での教育活動を行うことが、より効果的で望ましいと考えられます。

※1 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

年度別児童生徒数の推移見込み (単位：人)

校種	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
小学校	1,330	1,242	1,179	1,118	1,029
中学校	722	741	739	715	685

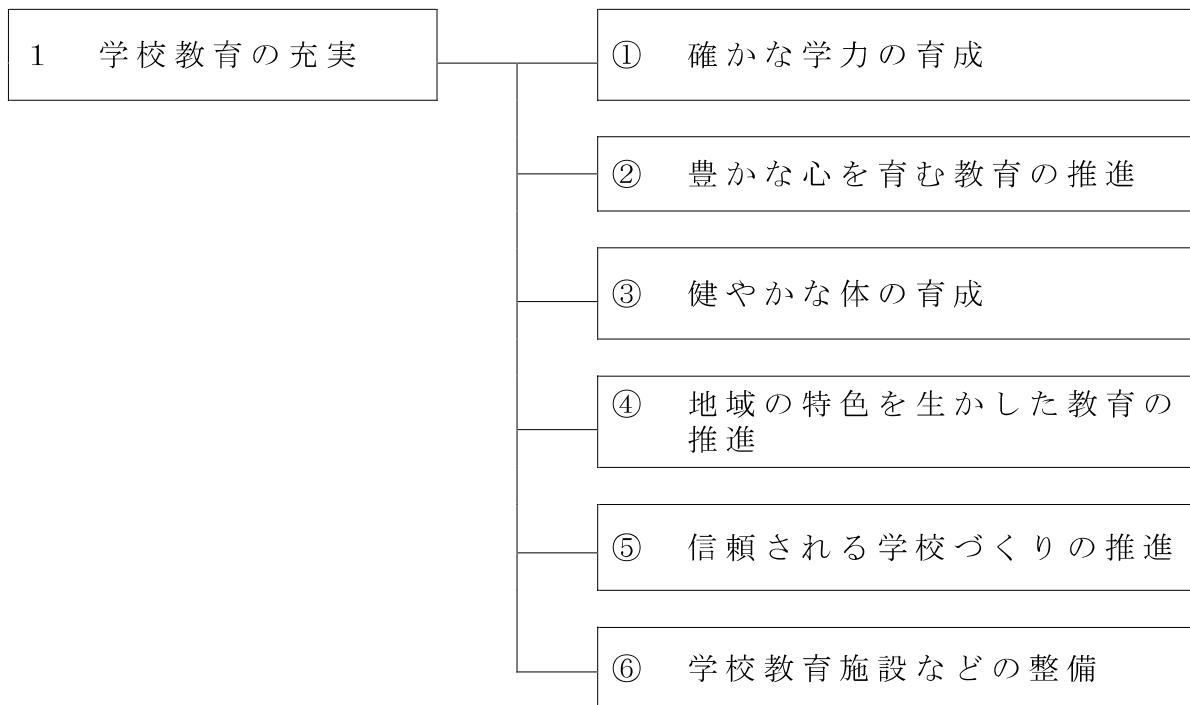
令和7年5月1日現在で推計

【施策の方向性】

- 実社会で生きて働く「知識・技能」、自ら課題を発見し未知の課題にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、主体的に学び続ける姿勢、協働性といった「学びに向かう力・人間性等」を育むことができるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- 国のGIGAスクール構想を基に、今後もICT環境の整備を進展させ教育DXを推進するとともに、1人1台端末等の活用をとおして児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

- 国際社会の中で、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていくために外国語教育の充実や国際理解教育の推進を図ります。
- 体系的・系統的なキャリア教育を促進するとともに、幼保・小・中・高の連携を図ります。
- 道徳教育を中心とした心の教育を推進するとともに、人権教育や一人一人の心に届く生徒指導を推進します。
- 児童生徒が、自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、読書活動を推進します。
- 児童生徒の体力・運動能力を高める指導の充実を図るとともに、様々な健康課題に対する学校での健康教育を推進します。
- 学校給食の安定した提供と児童生徒の食育指導を推進します。
- 安全・安心な学校教育関係施設の計画的な整備を推進します。
- 南九州市立小学校のあり方に関する基本方針（令和元年9月）に基づき、よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に取組みます。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 確かな学力の育成

(1) 確かな学力の向上

学校の実状を踏まえ、主体的・対話的で深い学びを展開できるよう教育環境を整え、確かな学力の定着を図ります。

具体的取組

- ① 南九州市スタンダードを軸に、学習者主体の授業実現を目指した授業改善を図るとともに、校内研修の充実に努めます。
- ② 1人1台端末及びICT機器を積極的に活用し、児童生徒の学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせる指導の充実に努めます。
- ③ 管理職研修会や校内研修会を通じて、かごしま学力向上支援WebシステムやAIDドリル等を活用し、各種調査のCBT化に対応できるよう努めます。
- ④ 小中連携教育を推進するとともに、県・地区・市研究指定校による研究公開や市内小・中学校の教員を対象とした指導法改善研修会を実施し、教員の指導力の向上に努めます。

項目	目標指數(年度)				
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
鹿児島学力・学習状況調査 (小5, 中1・中2)	各学年, 各教科, 県平均以上				→
全国学力・学習状況調査 (小6, 中3)	各学年, 各教科, 国平均以上				→

(2) 教育DXの推進

学習の基盤となる情報活用能力（情報モラルを含む。）の育成に向けて、1人1台端末等を活用した学習活動の充実を図るとともに、ICT環境のさらなる整備や教育DXを推進します。

具体的取組

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等において1人1台端末等を効果的に活用した授業実践を推進します。
- ② 各教科等における授業改善やプログラミング教育を充実させるために、教員のICTを活用した指導力を向上させる取組等を充実させます。

- ③ ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、フィルタリング設定や家庭内ルール策定に係る保護者への啓発に努めます。
- ④ 国の「GIGAスクール構想」や整備方針等を踏まえた学校におけるICT環境の整備に努めます。
- ⑤ 教職員が校務においてクラウドツールを積極的に活用することで、児童生徒や保護者、教職員間の連携を密に行ったり、成績処理や教材の共有など働き方改革を進めたりする校務DXを推進します。
- ⑥ 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。

項目	目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
授業で、タブレットを、ほぼ毎日使用している児童生徒の割合	小	70%	75%	80%	85%	90%
	中	50%	55%	60%	65%	70%

全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)
R7年度 小：67.1%
中：48.0%

(3) 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育を推進するとともに、児童生徒・保護者・地域への啓発を推進します。

具体的取組

- ① 特別支援教育支援員を適正に配置し、各学校及び児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。
- ② 幼保小の連携を一層推進するとともに、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるようにします。
- ③ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シートの作成・活用を推進します。

項目	目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
個別の教育支援計画・指導計画の作成率	100%					計画作成の必要な児童生徒に対する作成率 R6：100%

(4) 外国語教育の充実

これからの中学校において、自ら思考・判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる児童生徒を育成するとともに、児童生徒の英語力の向上に努めます。

具体的取組

- ① S E T 加配教員を配置するなど、小学校における外国語活動及び外国語科の指導を充実させるとともに、中学校とのスムーズな接続や校種を超えた系統的な授業づくりを推進します。
- ② A L T や A E A を派遣することで、授業における言語活動を増やしたり、授業以外で外国語使用を増やしたりするなど、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ④ 英語力の向上のために、中学生の英語能力に関する外部試験の受検※2を推奨し、合格率の向上に努めます。
- ⑤ 外国語教育に関する教職員の研修の充実を図ります。

項目	目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
英検3級以上の英語力を有する生徒	60%					全国の英検3級以上の英語力を有する生徒(R6年度:52.4%)

※2 日本英語検定協会が主催している日本で最も受検者の多い英語技能検定のこと。文科省は、国の「第4期教育振興基本計画」における成果目標として、中学校卒業段階で CEFR A1 レベル(英検3級程度)以上、高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル(英検準2級~2級程度)以上を達成した中高生の割合を 60%とする目標を掲げている。

(5) キャリア教育の充実

発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進するとともに、児童生徒が自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。

具体的取組

- ① 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、学級活動を要としながら、教育活動全体を通した体系的・系統的なキャリア教育の取組を推進します。
- ② 発達段階に応じた職場体験学習(中学校では3日間以上)や外部

講師による出前授業等の体験的な学習を積極的に実施し、勤労観や職業観の育成を図ります。その際、市商工会と連携し、職場体験学習の理解と啓発に努め、受け入れ先の拡充に努めます。

- ③ 自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために「キャリア・パスポート」の定着を図ります。
- ④ 夢や希望を膨らませる機会をつくり、一体感や愛校心を醸成するために「夢の懸け橋講演会・3 中フェスティバル」の充実に努めます。

2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 積極的な生徒指導の推進

生徒指導提要を踏まえ、課題予防、早期対応といった課題対応について組織的・計画的な取組を実施とともに、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の働きかけも推進していきます。

また、児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知見に基づく組織的な教育相談体制の充実に努めます。

具体的取組

- ① 学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- ② 管理職研修会、生徒指導主任等研修会等をとおして、生徒指導に関する研修の充実を図り、いじめや不登校の未然防止、早期対応が図られるよう、教職員の指導力の向上に努めます。
- ③ 「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」、1人1台端末を活用した心の健康観察を実施するなど、アセスメントツールを活用し、いじめ等の児童生徒のSOSを早期発見、早期対応に努めます。
- ④ いじめや不登校などへの対応として、各学校の実態に即して、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣したり、「南九州市子ども相談センター」を活用したりするなど教育相談体制の充実を図ります。なお、教育相談に関する専門的な知識を有する「市子ども相談センターアドバイザー」を配置し、教育相談員やスクールソーシャルワーカーへの助言、市内各学校への「南九州市子ども相談センター」派遣を通じたカウンセリングの充実に努めます。

- ⑤ 不登校児童生徒に対して、教育支援センターの整備や1人1台端末の活用による授業配信を積極的に行ったり、フリースクール等の民間団体の情報を提供したりするなど、多様な学びの場の確保を行い、不登校児童生徒への支援を推進します。
- ⑥ 児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」及び教職員等に対する「ゲートキーパー養成研修（SOSの受け止め方研修）」を含む自殺予防教育の充実を図ります。
- ⑦ SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、児童生徒への指導を行うとともに、保護者への啓発に努め、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラル教育を推進します。
- ⑧ 市子ども相談センターアドバイザー、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、福祉担当等による定例ケース会議の実施により、情報連携を強化し、それぞれの専門性を生かして、一人一人の実態に応じた対応に努めます。
- ⑨ 市いじめ問題対策連絡協議会、並びに市いじめ問題専門委員会の充実を図り、家庭や地域と連携したいじめの未然防止に努めます。

項目	目標指數（年度）					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
不登校児童生徒の在籍率	県平均を下回る					R6年度県：3.56% 本市小：0.82% 本市中：3.39% 本市全体：1.71%

（2）道徳教育の充実

人権教育推進の観点から、道徳の時間を中心に道徳的心情や道徳的判断力を高め、生活の中での実践化を促し、よりよい人間関係づくりを推進します。

具体的取組

- ① いじめ問題への対応や「考え、議論する道徳」の実現のために、指導主事等の派遣を通して、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造に努めます。
- ② 児童生徒の道徳心を培い、希望と勇気、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性などを、学校教育活動全体を通じて育むとと

もに、授業改善と指導力の向上に資するよう、研修の場の充実に努めます。

項目	目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小	65%	65%	65%	70%	70%
	中	45%	45%	50%	50%	55%

(3) 人権教育の充実

「人権教育は全ての教育の基本」という認識のもと、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め高め合い、他者のウェルビーイング^{※3}を思いやることのできる学校づくりを推進するために、全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。

具体的取組

- ① 人権教育の理念が、学校経営方針に位置付けられ、人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた活動が充実しているか、点検、評価します。
- ② 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、南九州市人権教育研修会をはじめとする各種研修会等を通して、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- ③ 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の改善を図ります。
- ④ 人権擁護機関と連携し、人権教室、人権の花運動、人権作文コンテストの実施等、児童生徒に対する人権啓発活動を実施します。

項目	目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合	35%	37%	40%	42%	45%	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙) R7年度 小：35.1% 中：33.8%

※3 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

(4) 豊かな心を育む読書活動の推進

読書活動は、児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、

創造力を豊かなものにして、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、豊かな感性や情緒をはぐくみ、ものの見方や考え方を深め、人生をより豊かなものにしていくこうとする人間形成にとって、極めて大切なものです。

このようなことから、児童生徒が、発達段階に応じ日常的に読書に親しむことができるよう、学校における教育活動全体を通した読書活動の推進に努め、生涯にわたる読書習慣の礎の形成に努めます。

具体的取組

- ① 「夢ひろがる」をきっかけに、良書との出会いや本を通した心の交流を推進します。
- ② 学校司書（補）や読書指導担当教員等を中心として児童生徒の実態に応じた学校図書館の計画的活用を推進し、様々な本に触れる機会を確保するなど、読書の広がりが図られるよう努めます。
- ③ 各教科・領域等と関連した図書活用を推進します。
- ④ 読書活動を通した児童生徒同士の交流を図り、児童生徒の意欲的な読書活動を推進します。
- ⑤ 家庭における読書活動の推進を図り、「1日20分読書」や「親子読書」を推進し、不読率の低減を目指します。
- ⑥ デジタル社会に対応した読書環境の整備を進めつつ、ノーメディアデーを設けるなど、家庭における望ましい読書環境の構築を推進します。
- ⑦ 「親子読書」や「緑陰読書」、「読み聞かせ」等読書ボランティアグループなどとの連携に努め、児童生徒の読書環境の構築を推進します。

3 健やかな体の育成

（1）体力・運動能力の向上

児童生徒の体力や運動能力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものです。学校教育だけでなく、家庭や地域と連携した体力・運動能力の向上を推進します。

具体的取組

- ① 体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上のための指導の改善に活用することにより、児童生徒の実態に応じた体力・運動能力向上の取組を推進します。
- ② 児童生徒、保護者等に対して体力の必要性を学校への指導を通して、理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- ③ 生徒にとって望ましい持続可能なスポーツ環境の整備を目指して、市部活動地域展開推進協議会や関係機関との連携を図り、学校・地

域に実情に応じた運動部活動の地域展開・地域連携を進めていきます。

項目	目標指數（年度）					目標値の内容・根拠
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
全国体力・運動能力調査 (中学生)	70%	70%	75%	75%	80%	調査における全国平均以上の種目の割合 (R 6年度：61.5%)

(2) 健康教育の推進

児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、課題の解決を図るために、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実に努めます。

また、これらの課題解決には社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携を進めます。

具体的取組

- ① 薬物乱用防止教室や性に関する指導、がん教育など現代的な健康課題について、関係機関との連携強化を促進するとともに、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- ② 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、定期的な実態調査と緊急時マニュアルの点検を確実に行い、教職員の研修に努めます。
- ③ 健康診断諸検査を生かした早期治療の勧奨や「歯と口の健康週間」の工夫した取組を行うなど、積極的な健康教育の充実に努めます。

項目	目標指數（年度）					目標値の内容・根拠	
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12		
むし歯 治療率	小	70%	70%	75%	75%	80%	R 6年度実績 小：67.2% 中：46.6%
	中	50%	50%	55%	55%	60%	

4 地域の特色を生かした教育の推進

(1) 郷土教育の充実・振興

我が国や郷土の歴史、伝統、文化などの学習を通して、自らの郷土や国に対する愛着と誇りを育むとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育を推進します。

具体的取組

- ① 総合的な学習の時間等の授業や学校行事を通して、文化財などの郷土素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また、我が国や郷土の地理・歴史、伝統、文化、豊かな自然等について理解を深めさせることで、郷土に誇りをもち、郷土を愛し、国を敬う心を育成します。
- ② 郷土南九州に誇りをもち、未来を担う子供たちを育てるために、教職員が南九州の地理・歴史、伝統、文化、豊かな自然等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する教職員の資質向上を図ります。
- ③ 本市の基幹産業であるお茶を基軸とした学習を茶業課や本市の人材と積極的に連携を図らせ、それを基盤としつつ、郷土の産業に興味や関心を深めることができるように努めます。
- ④ 「かごしまジュニア検定」について、児童生徒の受検を推奨するとともに、関係機関との連携を図り、郷土教育の推進及び充実を図ります。



地域に伝わる棒踊りの披露

項目	目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
かごしまジュニア検定の参加率	65%	67%	70%	72%	75%	小学5・6年 中学1～3年が対象 (R6年度: 61.9%)

(2) 体験活動の充実

各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善を指導するとともに、豊かな自然や地域の人材・特色などを生かした体験的な活動を充実します。

具体的取組

- ① 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校で授業参観等を実施します。
- ② 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し教育活動の質の向上に努めます。



地元の川でカヌー体験

項目	目標指數(年度)					
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
地域人材の活用状況	80時間 (各学校年間6時間程度)					→

(3) 食育と安心・安全な学校給食の推進

安心・安全な給食の提供に努め、特色のある献立の充実及び食育の推進を図ります。また、施設・機器などについては、学校給食衛生管理基準に適合した維持管理に努めます。

具体的取組

- ① 栄養バランスの取れた献立の工夫・食物アレルギー対応等に努め、児童生徒の健康増進・体位向上を図ります。



米飯給食(週3回)



パン給食(週2回)

- ② 栄養教諭による食育指導を行い、学校・家庭との連携により正しい食事のあり方と望ましい食習慣の定着に努めます。



栄養教諭による食事指導

- ③ 食中毒・異物混入防止に対する意識向上に努め、衛生管理体制の強化を図ります。
- ④ 経年劣化等による調理機器・給食用食器・各学校設置の牛乳用保冷庫等の更新により安定した給食の提供に努めます。

(4) 地場産物を使用した給食の提供

特産品であるお茶の飲用と地場産物を活用した献立の充実に努めます。

具体的取組

- ① 子供たちがお茶文化を身近に親しめるよう給茶機を設置し、本市の基幹農産物である茶の消費促進を図ります。



給茶機

- ② 茶給食事業の継続や地域食材の活用により、地産地消の推進を図ります。



お茶給食



かわなべ牛の手巻き寿司

(5) 学校給食費の助成

学校給食費を無償とし、子育て支援を推進します。

5 信頼される学校づくりの推進

(1) 教職員の資質向上

教職員の資質向上を図るために、かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画を踏まえ、各教員のステージに合わせて資質向上に努め、教職員一人一人の資質向上を図り、学校組織の活性化を図るとともに、信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底に努めます。

具体的取組

- ① かごしま県教員等育成指標の理解促進を図り、各教員のステージに応じた各種研修の受講奨励に取り組みます。
- ② 管理職研修会や学力向上対策・生徒指導担当者の研修会等を計画的に実施します。
- ③ 学校職員の服務規律の厳正確保については、学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実に努めます。特に、体罰や児童生徒性暴力、ハラスメント等の根絶に向けては、県教委作成の研修資料等を効果的に活用しながら、教職員一人一人の心に届く校内研修の充実を図ります。

学校職員の服務規律の厳正確保

項目	目標指數（年度）					目標値の内容・根拠
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
服務規律違反 (交通事故含む) 件数	7 件	6 件	5 件 以下			年間 5 件以内を目標に掲げている。 (R 6 年度: 8 件)

令和 7 年 5 月 1 日現在

(2) 働き方改革の推進

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続可能なものにするためにも、学校における働き方改革を推進していくことが不可欠です。そこで、学校への調査や資料作成等については、調査の内容や実施の有無についても検討し改善に努めます。また、保護者や市民に対し、教職員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、働き方改革に対する理解が深まるよう努めます。

具体的取組

- ① 全教職員の勤務時間管理については、各学校において統合型校務支援システムを活用し、客観的な在校等時間の把握に努めます。
- ② 「業務量管理・健康確保措置計画」に沿って、学校と連携しながら業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に努めます。
- ③ 文部科学省が示す、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の推進に努めます。
- ④ 悩みや不安を抱える児童生徒に対しては、早期に福祉や心理の専門機関と連携して、カウンセリングや教育相談、家庭への支援等を行っていきます。
- ⑤ 部活動の指導については、段階的な部活動指導員の配置や地域クラブへの移行などを推進していきます。
- ⑥ 教員業務支援員やICT支援員等を配置し、支援スタッフの充実を図ります。
- ⑦ 学校運営協議会において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- ⑧ 公文について精査し、削減を進めるとともに、ICTを活用した提出方法の工夫・改善を行い、書類作成等の負担軽減を図ります。

学校職員の1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以内の割合

項目		目標指數(年度)					目標値の内容・根拠
		R8	R9	R10	R11	R12	
1か月時間外在校等時間を45時間以内	小	85%	90%	95%	100%	100%	「南九州市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針」による。 【R6年度】 小学校 (80.9%) 中学校 (60.0%)
	中	65%	65%	65%	70%	75%	

令和7年5月1日現在

6 学校教育施設などの整備

(1) 校舎・屋内運動場などの整備

学校施設は、年次的・計画的に整備を進めていますが、建設年度の古い施設が多く、老朽化も進行していることから、令和2年度に策定した「学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化対策を実施しています。

また、本市の小学校の現状と将来的な児童数の推移及び地域の様々な事情を総合的に考慮するとともに、適正な規模と配置について検討し、計画的な学校整備等を推進していきます。

具体的取組

① 本市学校施設（校舎）の大規模改造事業実施状況

良好な学校施設（校舎）の教育環境維持のため、計画的に施設の改修等を実施してきましたが、引き続き安全・安心な学校づくりのため、大規模改造事業等の実施を行っていきます。

これまでには、耐震1次及び2次診断結果を受けて、耐震補強の必要な校舎を、建築年の古い順で耐震補強工事及び大規模改修工事を実施してきました。



今後の学校施設等の改修の基本方針

これからは、各施設の現在の状況を調査し、施設の劣化状況等の健全度合を点数化し健全度の点数の低い施設から改修計画を検討していきます。

		《部分》	《全体》
原状回復	修繕	大規模改修	
	経年劣化した建物の一部を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること	工事改修や老朽化に伴う補修など、既存の建物を建て替えずに改修を行うこと（老朽改修、トイレ改修、空調回収など）	
性能向上	改善	長寿命化改修	
	経年劣化した建物の一部を、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと	

学習内容・学習形態の多様化への対応



- 教室配置の見直しによる学習しやすい環境づくり
(廊下の壁を一部撤去し多目的スペースを整備)

バリアフリー化



- 昇降口にスロープを設置

トイレ環境の改善



- トイレを子供たちの交流の場に
(手洗い場を島のように配置)

防災機能の強化



- 多目的トイレの整備

地球環境問題への対応



- 木材利用による豊かな環境づくり
(地域材による内装木質化)

構造躯体の耐久性向上



- 構造躯体の部分的な欠損に対する改修
(コンクリートの欠損箇所補修)

出典：学校施設の長寿命化改修に関する事例集（文部科学省）

② 屋外運動場などの整備

屋外運動場やプールは、児童生徒の体育教育に加え、運動や遊びを通じた教育の場となる極めて重要な施設ですが、プールは老朽化が進行し、屋外運動場では排水不良による水溜りやフィールドとトラック部分に段差が生じるなど、使用に支障を来していることから、安全面に考慮しながら計画的に整備改修を行っていきます。

また、体力を向上させるのに役立つ遊具についても計画的に整備を行っていきます。

(2) 適正な学校規模による教育活動の支援

令和元年9月策定の南九州市立小学校のあり方に関する基本方針に基づき、魅力と活力ある学校づくりを目的とした市立学校の再編について検討する地域への支援を行います。

具体的取組

① 地域から再編の要望があがってきた場合は、次代を担う子供たちの健やかな成長を第一に考え、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得られるよう、丁寧な協議を行うなど、その支援を図ります。

② 再編を検討する地域への支援策

1. 児童に対する配慮

学校を再編する場合、児童に精神的な不安や動搖を生じさせないよう配慮していく必要があります。新しい学校での生活に適応できるようにするために、再編前において、学校行事の事前交流の実施や学校間での事前協議、児童の心のケアなど新たな学校生活に戸惑うことがないよう、きめ細かな指導が行き届くよう配慮します。

2. 通学に対する配慮

通学状況を十分踏まえ、歩道設置や危険箇所の確認とその対策など通学路変更に伴う安全対策に十分な配慮を行います。また、地理的条件等により、通学路の安全性が確保できないなどの諸事情がある場合は、必要に応じてスクールバス等を導入し、児童の安全性を確保します。

3. 保護者・地域住民に対する配慮

学校の教育効果が最大限に発揮されるためには、関係者の連携・協力が欠かせないことから、保護者や住民に対して、学校及び地域を取り巻く教育環境などについて丁寧かつ具体的な説明を行い、保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう努めています。

ます。

なお、地域が総意に基づき学校再編を検討する場合にあっては、教育委員会も積極的に支援を行っていきます。

4. 防災体制に対する配慮

学校の再編により、通学区域がこれまで以上に広がった児童の避難等の防災体制は、各学校の実情を踏まえた機能化を図るなど、安全面に支障をきたすことがないよう努めていきます。

③ 再編しない学校への支援

教育環境上の課題を軽減するためには、近隣の学校等との合同授業や合同の行事を実施し、多様な体験や児童同士で切磋琢磨する機会を増やすなど、過小規模校、小規模校のデメリットの緩和策を積極的に検討・実施していきます。

④ スクールバス等の適正な運行について

遠距離通学となる児童生徒の通学支援としてバスやタクシー等で、現在 16 路線を運行し、遠距離通学となる児童生徒の安全・安心を確保し、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないよう、必要な支援に努めます。

また、児童生徒の減少等、スクールバスを取り巻く環境の変化に対応した効率的な更新計画とその配置を行っていきます。

⑤ 閉校後の跡地活用について

閉校後の学校施設の跡地利用について、当該地域の要望を聞きながら、活力ある地域のまちづくりに寄与する利活用を検討するとともに、施設の処分も含めた維持管理方法等について検討を行い、本市のまちづくりにとって有効的な学校跡地の利活用を図っていきます。



体育での集合学習



バス乗車（登校時）の様子

2 社会教育の充実

【現状と課題】

- 社会教育行政に対し多種多様化する市民の期待に応えるため、社会教育委員などの提言に基づいた施策の見直しや、学校や行政機関、社会教育関係団体等と連携した事業の推進を図る必要があります。
- 少子高齢化や共働き家庭が増えている中で、家庭の教育力の向上を目指した家庭教育について学ぶ機会の充実が求められています。
- 全国各地で発生する事件・事故を教訓に、子供の安全対策に力を入れる必要があります。また、インターネットの利用に関する問題も顕在化しており、正しい活用について年代に応じた学習の機会を提供する必要があります。南九州市青少年育成市民会議を中心核に、家庭・地域・学校が連携して地域ぐるみで子供たちを見守り、育っていく体制づくりの強化が求められています。
- 人権に対する市民の意識の高揚を図るために、人権問題を身近な問題としてとらえるよう、いろいろな場において学習活動を展開していく必要があります。そのために、人権問題を正しく理解するための積極的な取組や啓発、広報活動を継続して行う必要があります。
- 図書館は、多様化する市民の学習要望に応えられるよう対応していく必要があります。

子ども会加入者数（令和7年5月31日現在）

地区	団体数 (単位: 子ども会 数)	加入者数(人)						計
		幼児	小学生	中学生	高校生	育成者 指導者		
頴娃	45	70	377	222	34	738	1,441	
知覧	29	151	343	169	3	603	1,269	
川辺	20	41	228	124	0	320	713	
合計	94	262	948 (68.6%)	515 (69.5%)	37	1,661	3,423	
子ども会員数 (小・中)			1,463 (68.9%)					

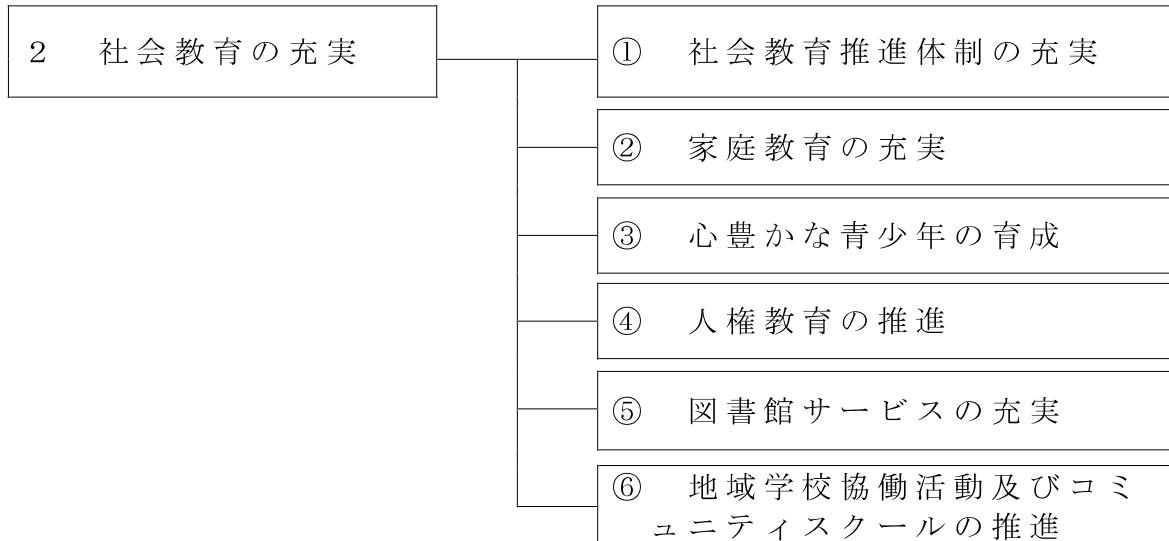
各種団体加入者数（令和7年5月31日現在）

団体名	加入者数(人)
地域女性団体連絡協議会	89
市連合青年団	19
PTA連絡協議会	2,545
高校生クラブ	49
ジュニア・リーダークラブ	15

【施策の方向性】

- 社会教育委員の資質向上及び会議の充実、社会教育関係団体の育成及び連携、ボランティア活動の推進、効率的、効果的な社会教育行政の推進を図ります。
- 教育の原点である家庭教育力の向上を目指して、様々な機会を活用した家庭教育に関する講座の実施など、家庭教育を支援する総合的な取組を行います。
- 心豊かなたくましい青少年の育成を図るために、家庭・地域・学校及び行政が連携を密にして、世代間交流の推進、地域ぐるみの青少年健全育成の推進、青少年交流事業の推進を図ります。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への市民の正しい理解のもと、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。
- 市民への学習支援を図るために、図書館サービスの充実に努めます。
- 「学校を核とした地域づくり」として地域学校協働活動の推進、また、「地域に開かれた学校づくり」としてコミュニティスクール（CS）の推進を図ります。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 社会教育推進体制の充実

(1) 社会教育委員の会議の充実

本市の実態や市民のニーズを正確に把握し、テーマを基に今後の望ましい社会教育行政のあり方について調査研究や協議を行い、出された意見を施策推進に反映させていきます。

具体的取組

- ① 年2回の会議や必要な調査研究を行い、社会教育の現状や課題を把握・検討し、教育委員会への助言を行います。また、学校と地域の連携を具現化するための取組として、「地域学校協働活動」「学校運営協議会」の体制整備と実現に向けた調査研究及び提言を行います。



社会教育委員の会議

- ② 社会教育委員の資質向上を目指した研修の充実を図り、住民と行政が協働してまちづくりを進めるよう支援します。

(2) 社会教育関係団体の育成・連携

明るく豊かな地域づくりのために、子ども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会、地域女性団体連絡協議会、連合青年団などの各団体の組織強化を図り、それぞれが充実した自主活動がなされるよう、各種研修会などを実施し、活動を支援します。

具体的取組

- ① 各団体への指導・助言をとおして、各団体の存在意義の理解・啓発に努め、会員（団員）が相互に協働で活動し、更に活性化するよう支援するとともに、各種関係団体の活動の広報を充実させることで、会員（団員）の確保、情報提供に努めます。



市子ども会フェスティバル



市女性連ふるさとを興す学習大会



市連合青年団主催事業
「森のかわなべ」

- ② 放課後子ども教室の充実及び地域学校協働活動の推進を図ります。



放課後子ども教室（学習活動）



地域学校協働活動

（3）ボランティア活動の推進

生涯学習ボランティアや社会教育関係団体の育成・支援をとおして、人づくり、まちづくりを支援する人材の育成に努めます。

具体的取組

- ① 地域住民が主体となって行う自発的な活動を支援します。
- ② ボランティア養成セミナーや各種リーダー研修会への派遣を推進し、社会教育関係団体と連携を図りながら相互扶助の気運を高めます。



ふるまい活動（地女連）



清掃活動（高校生クラブ）



募金活動（高校生クラブ）

2 家庭教育の充実

（1）子育て支援のための施策体系づくり

子育て支援事業の充実を図り、乳児期の成長の各段階における発達課題を考慮した、保護者向けの学習及び養育支援策の体系づくりに努めながら、基本的生活習慣の形成や心の教育を推進します。

具体的取組

- ① 小学校入学説明会時を利用した保護者向けの子育て講座を全小学校で実施し、家庭教育力の向上に努めます。
- ② 次世代の親となる中高生向け「子育て講座」を開設し、子供との関わり方や育児についての理解を深める講座や交流体験などを学校と連携して実施します。



次世代向け子育て講座（高校）



次世代向け子育て講座（中学校）

（2）家庭教育学級の実施

小学校、中学校において、子供の発達段階に応じた家庭教育学級を実施し、親としてのるべき姿や役割についての学習機会を確保し、家庭教育の充実を図ります。

具体的取組

- ① 積極的な外部講師の招聘、人材バンクの活用及び家庭教育学級における人権教育の充実を推進します。
- ② 市内全小中学校で家庭教育学級を開設するとともに、学級主事の研修を通して内容の充実を図ります。

項目	目標指 数（年度）					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
家庭教育学級参加者数(人)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	過去の実績による

（3）保護者の教育力の向上

地域や学校との連携を進めながら、P T Aや青少年育成市民会議、保護者向けの各種研修会等により、子供の基本的生活習慣の確立や家庭学習の定着が図られるよう、保護者の教育力の向上を目指します。

具体的取組

- ① P T Aによる共通実践事項の設定、各種情報提供等などによる保護者への啓発を図ります。

3 心豊かな青少年の育成

（1）世代間交流の推進

子供たちが高齢者、壮年、青年層と世代間の交流を深めることに

より、心豊かな青少年が育つ地域づくりを進め、生きる力を育みます。

具体的取組

- ① 地域塾、地区公民館活動、子ども会活動等をとおして、三世代交流や異年齢集団での活動を積極的に推進します。

(2) 地域ぐるみの青少年育成の推進

青少年育成市民会議を核として、各青少年育成地区民会議を組織し、家庭・地域・学校が一体となって、地域ぐるみで子供を見守り、育てる体制づくりに努めるとともに、各種事業をとおして豊かな人間性とたくましく生きる健康や体力を育みます。

具体的取組

- ① 青少年育成市民会議で、青少年育成に関する施策を決定し、市民全体で取り組めるよう、青少年育成・地区民会議に具体策を提示します。
- ② 地域における諸活動や研修会をとおして、ジュニア・リーダークラブや高校生クラブの育成及び活動の充実に努めます。
- ③ ふるさと体験学級「茶レンジ隊」では、地域の人材、史跡、伝承、施設、産業を生かした特色ある体験活動を実施します。
- ④ 二十歳のつどい（旧成人式）の実施にあたっては、運営委員や地域の関係団体等との連携を図った地域の特色を生かした式典を開催します。

(3) 青少年交流事業の推進

他の地域の青少年等との交流をとおして、感受性豊かな時期の子供たちに、広く人・物・文化に触れさせることで、ふるさとの良さを見つめ直し、広い視野を持った新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。

具体的取組

- ① 青森県平川市との青少年国内派遣事業の実施により、両市の中学生及び高校生の交流を推進し、将来を担う人材育成に努めます。
- ② 福岡県北九州市との子ども交流事業の実施により、両市の小学生及び中学生の交流を推進し、青少年の健全育成に努めます。
- ③ 青少年国際協力体験事業により、中学生及び高校生等をアジアの発展途上国に派遣し、青少年海外協力隊員の活動現場の視察や協力活動などを行うとともに、現地での様々な交流を図ります。



青少年育成市民会議



高校生ふるさと大会



茶レンジ隊（親子木工教室）



国内派遣事業（平川市）



子ども交流事業（北九州市）

項目	目標指 数 (年度)					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
「茶レンジ隊」募集定員に対する参加率(%)	100	100	100	100	100	過去の実績による

4 人権教育の推進

(1) 啓発活動の推進

人権週間や人権啓発月間などの機会をとおして、人権問題の啓発・広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図り、明るい社会の実現に努めます。

具体的取組

- ① 社会教育関係団体との連携を図り、人権問題に対する理解を深めるとともに、学習の機会の確保に努めます。

(2) 人権に関する学習の充実

学校教育や社会教育の場における人権に関する学習機会の確保と学習内容の充実を図り、市民が人権問題を正しく理解できるように努めます。

具体的取組

- ① 家庭教育学級等と連携した人権学習の実施に努めます。

5 図書館サービスの充実

(1) 図書館運営の改善と充実

利用者のニーズや時代に即応した図書館資料の収集、市民の学習への支援、図書館利用促進に努めます。

具体的取組

- ① 図書館協議会を年2回以上開催し、出された意見を図書館の運営・サービスに反映させます。

(2) 子どもの読書活動の推進

「南九州市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域がより一層連携して、子どもの読書活動の積極的な推進に努めます。

具体的取組

- ① 学校や地域で行われる読書活動で必要な本や物品の貸出を積極的に行います。
- ② 推進計画の見直しを行うとともに、鹿児島県子ども読書活動推進計画書の「1日20分読書」運動と連携した活動を推進します。

(3) 学校図書館との連携

学校図書館との連携を図るために、南九州市読書活動推進会の活動の活性化を図ります。

具体的取組

- ① 意見交換のための推進会議や学校図書館運営研究会などの定期的な実施で学校図書館との連携を図ります。
- ② ボランティアグループと連携したおはなし会などで、読書活動を工夫し活性化させます。

6 地域学校協働活動及びコミュニティスクールの推進

地域学校協働活動及びコミュニティスクールの推進を図るために、地域学校協働活動推進本部協議会及び学校運営協議会を開催し、積極的な推進に努めます。

具体的取組

- ① 統括コーディネーターと地域コーディネーターの連携を図ります。
- ② 地域学校協働活動推進本部協議会を開催します。
- ③ 「南九州市立学校における学校運営協議会に関する規則」に基づき学校運営協議会を各学校に設置し、推進を図ります。

3 生涯学習の推進

【現状と課題】

- 生涯学習に対する市民のニーズが多様化しているため、そのニーズを的確に把握した事業の展開を進める組織づくりや、関係団体との連携の必要があります。

【施策の方向性】

- 令和3年度から中央公民館及び地区公民館は、社会教育施設からコミュニケーション施設として地域活動の拠点となり、今後も生涯学習の中心施設として地域と連携しながら活動の充実を図って参ります。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 生涯学習推進体制の構築

(1) 生涯学習の充実

市民のニーズ及び社会的課題に対応した学習情報の提供を行います。

具体的取組

① 幅広い年齢に対応した学習機会の提供や自主的学びの支援に努めます。

(2) 指導者の確保・育成

地域ボランティアによる活動・活用ができる人材確保・育成に努めます。

具体的取組

① 各種リーダー研修会等への積極的参加を進め、ボランティア活動の推進と人材育成・確保に努めます。

(3) 自主講座グループの育成・支援

文化協会への加盟促進などにより関係団体の連携を図ります。自主グループや文化協会団体の情報や活動は、広報紙・ホームページなどにより周知します。

具体的取組

- ① リーダー育成や文化協会への加入等の支援を推進します。
- ② 関係機関と連携した事業を推進します。また、各団体の情報を様々な機会と場を通して積極的に発信します。
- ③ 文化協会団体の情報や活動の周知・広報に努めます。

(4) 文化祭の実施

学習活動の発表・評価の場として、文化祭を文化協会と共に開催します。

具体的取組

- ① 生涯学習の成果発表の場として文化祭の開催に努めます。

4 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- 近年の生活様式の多様化に伴い、スポーツへの関わり方、スポーツを行う時間など様々に選択されるようになっています。また、少子高齢化は今後ますます進み、必然的に競技団体の弱体化、各種大会の縮小が懸念されます。市民それぞれのライフステージに応じて、継続的にスポーツに取り組むことができる環境の整備と啓発、競技団体等への支援が必要です。
- スポーツ推進委員は、市民のニーズに合わせた様々な種目の指導、普及を展開しています。これらの活動の市内全域への周知や運営充実を図るためには、企画力を発揮し、スポーツの推進を図る必要があります。また、南九州スポーツクラブは、市民が生涯にわたり、それぞれの年齢や体力、興味に応じたスポーツ活動を行うことができる場の提供に努め、会員を拡大する必要があります。
- 既存の各種体育施設は、経年劣化などにより、維持補修に要する経費も増加していますが、市民がいつでも、どこでも気軽に利用しやすい施設として今後も維持していく必要があります。

スポーツイベントの参加者状況

単位：人

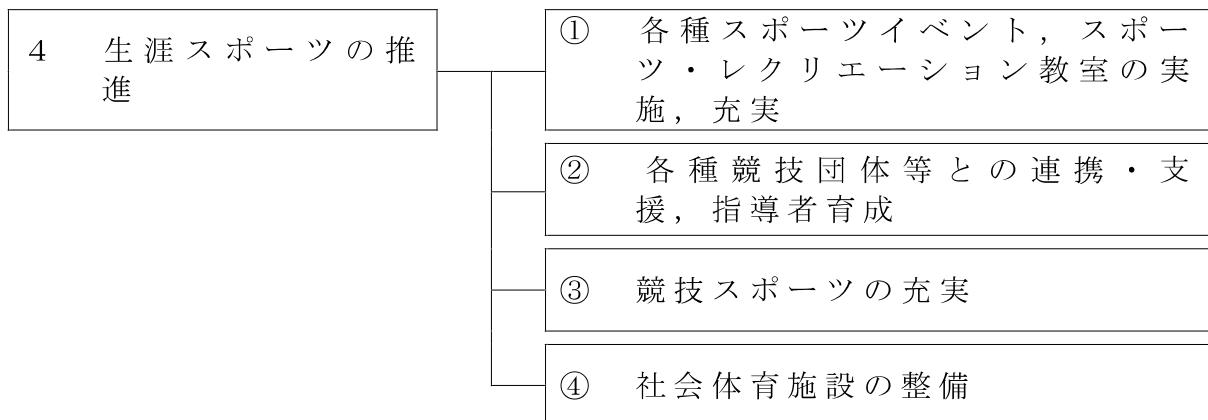
イベント名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
大野岳マラソン大会	中止	中止	中止	997	1,059
市駅伝競走大会	中止	中止	132	132	144
市民体育大会	中止	中止	約 3,500	国体	約 3,500

【施策の方向性】

- スポーツ基本法に基づき、スポーツを通じて次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、市民が自発的にスポーツに親しむ機会を確保し、地域の活性化を図りながら、生涯スポーツの定着を目指します。
- 市民それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市民のニーズにあった各種スポーツ教室やニュースポーツ等の普及・啓発を図ります。
- 社会体育施設の整備・機能充実に努めるとともに、指導者・競技団体組織の育成・強化を推進し、国民スポーツ大会や県民スポーツ大会

等への出場と上位入賞を目指し、競技力向上を図ります。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 各種スポーツイベント、スポーツ・レクリエーション教室の実施、充実

(1) 各種スポーツイベントの充実

市と市スポーツ協会が主催する大会については、少子高齢化などの要因によりチーム編成が困難となっていることから、従来の地区対抗の選手選考型の大会は市民体育大会のみとし、今後は新たな展開として多くの市民が参加できる自由参加型やエントリー制によるスポーツイベントへ移行して多くの市民が参加できるイベントとして開催します。

また、10月のスポーツの日の前日を市民が1日を通してスポーツ・レクリエーションに親しむ「市民のスポーツの日」として「南九州市スポーツフェスタ」を開催します。

具体的取組

① 南九州市スポーツフェスタ

午前の部を従来の市民体育大会を開催し、午後の部に自由参加型のニュースポーツ体験の他、体力測定やエントリー制による対戦型スポーツイベントを開催し、多くの市民が参加できるようスポーツ推進委員と連携し、運営方法や競技種目・内容の改善を行い、特色あるイベントとして継続して実施して行きます。



スポーツフェスタ

② 市駅伝競走大会

事故防止の観点から公道を使用した大会から周回コースの大会へ移行するとともに、地区対抗の選手選考型からエントリー制による大会へ移行することで、多くの市民が参加できるよう運営方法や競技種目・内容を見直します。



市駅伝競走大会

(2) 各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催

各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が主体的・継続的に参加できる各種スポーツ教室などを開催します。



朝ヨガ（頬杖・番所花公園）

具体的取組

- ① スポーツ推進委員や南九州スポーツクラブとの連携によりニュースポーツ等の普及、啓発を積極的に行います。
- ② 年間を通して開催しているスポーツ教室の拡充を図るとともに、効果のある広報活動を行い、多くの市民が参加できる教室になるよう努めます。



スポーツ推進委員によるニュースポーツの体験教室

(3) 総合型地域スポーツクラブ活動の展開

「いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツ」を合言葉に誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、市民が日常的にスポーツを行う場として期待される南九州スポーツクラブの活動を推進します。



スポーツクラブふれあいフェスタ

具体的取組

- ① すべての市民が生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりに努めます。
- ② 各地域のスポーツクラブ（教室）の開催を支援し、スポーツ参加の場を提供します。
- ③ スポーツクラブの認知度の向上を図るため、市内全域で教室を立ち上げ会員確保に努めます。

項目	目標指數（年度）					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
総合型地域スポーツクラブ 教室数	13	13	14	14	15	・過去の実績による ・2年毎に1教室の増加を目標とする
総合型地域スポーツクラブ (人)	300	400	420	440	460	KPI目標値による(R9)

2 各種競技団体などとの連携・支援、指導者育成

(1) 市スポーツ協会及び各種競技団体のサポート

市スポーツ協会の組織・機能充実と加盟団体との連携により、各種競技団体や指導者の育成・強化の支援を行います。

具体的取組

- ① 加盟団体の運営及び県民スポーツ大会等の出場に対し助成を行い、競技力向上を図ります。
- ② 加盟団体の市内体育施設の使用料を減免し運営面の支援を行います。
- ③ 加盟団体による自主事業の実施を推進し、組織の強化と競技人口の拡大を図ります。



県民スポーツ大会・なぎなた競技

項目	目標指數（年度）					目標値の内容・根拠
	R8	R9	R10	R11	R12	
スポーツ協会加盟団体の会員(人)	2,733	2,596	2,466	2,343	2,226	過去の実績と近年の状況を考慮

(2) スポーツ少年団活動の支援

健全な青少年育成のためスポーツ少年団活動を支援し、生涯スポーツへの取り組みを推進します。

具体的取組

- ① 少年団活動を通してスポーツ等に取り組む機会を確保するとともに、過度な練習とならないよう、少年期のバランスの取れた健全育成に努めます。
- ② 地域に根ざし、地域に認められる少年団となるように、地域行事や美化・奉仕活動などへの積極的参加を促進します。
- ③ 学校体育施設開放事業を推進し、活動拠点の確保を支援します。
- ④ 少子化により単位団や団員が減少傾向にある中、広域的活動の推進や広報紙等で活動を周知するとともに、体育施設使用料等の減免により活動支援を行います。



市スポーツ少年団リーダー研修会

3 競技スポーツの充実

(1) 競技スポーツ団体・選手・指導者の支援

スポーツ団体・選手・指導者の支援や育成に努め、競技力の向上を図ります。

具体的取組

- ① 全国大会等出場奨励金の交付を行い、上位大会出場者の競技力向上と負担軽減を図ります。
- ② スポーツ振興に尽力された功労者や優秀スポーツ選手・団体を表彰し、市民の競技スポーツへの意識の高揚を図ります。



南九州市スポーツ協会表彰

4 社会体育施設の整備

(1) 社会体育施設の整備・機能充実

体育施設の整備は、各種スポーツ大会などの誘致や市民のスポーツ参加への意欲を高めることから、生涯スポーツ推進の拠点として機能の充実を図ります。

具体的取組

- ① 充実した社会体育施設の提供により、市民の各種スポーツへの参加機会を増やし、市民の体力・健康の維持増進、競技力の向上に寄与できることから施設整備と機能の充実を図ります。
- ② 社会体育施設の維持補修・改修等を実施し、設備の充実を図ります。

5 地域文化の振興

【現状と課題】

- 多様な文化や芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動を企画してきましたが、今後も計画的な自主文化事業等を実施するとともに、市民のニーズに合わせた多様な芸術鑑賞の場を確保する必要があります。
- 老朽化してきた各文化会館の年次的な改修を図る必要があります。

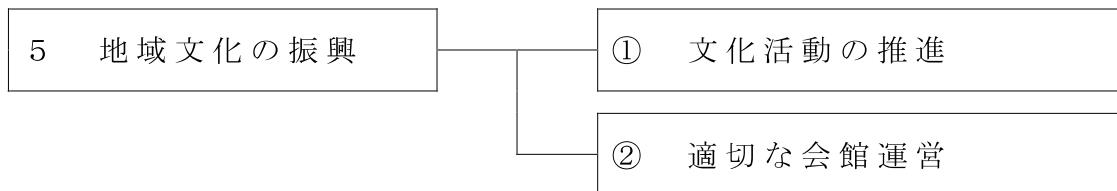
【施策の方向性】

- 多様な文化や芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の推進を図ります。
- 各文化会館の計画的な施設整備や修繕等により適切な会館運営を図ります。

コミュニケーションセンター文化会館利用者数（令和6年度）
単位：人

頬娃文化会館	知覧文化会館	川辺文化会館
10,506	37,257	29,247

【施策体系図】



【施策の展開】

1 文化活動の推進

（1）地域の特色を生かした文化活動の推進

多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動などの充実を図ります。

項目	目標指 数（年度）					目標値の根拠
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
文化祭来場者数（人）	5,400	5,700	5,800	5,900	6,000	過去の実績による

具体的取組

- ① 地域の特色を生かした文化祭の開催に努めます。
- ② 文化協会と連携し、文化芸術に触れる機会の提供や広報・情報提供に努めます。

(2) 自主文化事業の実施と推進

各世代に応じた各芸術部門の鑑賞を実施するとともに、関連団体が実施する自主文化事業を支援し、市民の文化意識の高揚を図ります。

具体的取組

- ① 心豊かで創造力をもった地域文化の振興・発展のため、未就学児から一般向けまでの各種芸術鑑賞事業を実施します。
- ② 文化芸術に触れる機会を提供するため、文化団体等をはじめとする関連団体との連携による自主文化事業の支援に努めます。

項目	目標指 数 (年度)					目標値の根拠
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
自主文化事業 延べ入場者数 (人)	2,080	2,080	2,250	2,250	2,380	過去の実績による



青少年のための芸術鑑賞



マスクプレイミュージカル

(3) 文化関連団体への活動支援

文化協会の育成を中心に関連団体との連携を図り、各団体の活性化と文化協会への加入促進に努めます。

具体的取組

- ① 文化協会への補助金を交付し、文化協会の組織運営による各活動の立案や組織育成を図るとともに、地域文化の振興を図ります。
- ② 文化協会の組織運営の強化を図るため、新規団体の加入促進に努めます。
- ③ 各種文化団体の連携を密にし、会員相互の研鑽の機会をつくり、地域文化の向上発展を図るため、文化祭の開催や文化団体交流の支援を行います。
- ④ 文化活動における九州大会規模以上の大会に出場する個人・団体に奨励金を交付することで、市民自らが行う芸術文化活動への支援を行います。

項目	目標指數（年度）					目標値 の根拠
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
市文化協会 加入団体数	82	85	85	88	88	過去の実績に よる



文化祭（舞台発表）



文化祭（作品展示）

2 適切な会館運営

（1）文化施設などの機能充実

文化会館の施設改修を年次的に実施します。また、新たなニーズに応じた施設の整備を行います。

具体的取組

- ① 文化会館の経年による老朽化が進んでいることから、施設や設備においては、計画的にその改修を進めます。
- ② 利用者が安心で快適に施設を使うことができるよう、適切な施

設の維持管理に努めるとともに、今後の施設の在り方について検討します。

項 目	目 標 指 数 (年 度)					目 標 値 の 根 拠
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
文化会館 利 用 者 数 (人)	77,000	77,300	77,300	77,600	77,600	過去の実績による

参考

教育委員会が取り組む主な「児童生徒（子育て世帯）」への支援

教育委員会では、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていく支援を進めます。

- ・遠距離通学費補助
- ・通学自転車購入補助
- ・学校給食費無償
- ・タブレット端末の配備
- ・放課後子ども教室
- ・中高生向け子育て講座
- ・家庭教育学級
- ・就学援助制度

(令和8年4月現在)

第4期南九州市教育振興基本計画

(令和8～12年度)

策定/発行

南九州市 教育委員会 教育総務課

〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地

電話：0993-56-1111 / FAX：0993-56-5970